

# 带状疱疹ワクチンの接種費用を一部助成します

50歳以上の千代田区民が対象です

区民の健康増進と治療にかかる負担の軽減のため、带状疱疹ワクチン任意予防接種費用の一部を助成します。接種を希望する方は、かかりつけ医と相談して接種するワクチンを決めてから、ご申請ください。

※ 令和5年6月1日以降に自費で接種をされた場合は、償還払いの対象とはなりません。予診票を取り寄せてから接種をしてください。

## 接種



## 接種場所

### 千代田区内の指定医療機関

- 医療機関ごとに接種費用や取り扱うワクチンの種類が異なります。

- 接種費用から区助成額を控除した金額を窓口でお支払いください。
- 区内指定医療機関以外で接種した場合は、助成は受けられません。

## 申請



## 申請方法

電話（平日8：30～17：00まで）  
またはメール

- 予診票申請専用回線（8月末まで設置）  
080-7082-0633  
（平日8：30～12：00、  
13：00～17：00）
- 千代田保健所 健康推進課 保健予防係  
TEL：03-5211-8172  
メール：kenkousuishin@city.chiyoda.lg.jp

種類	生ワクチン （乾燥弱毒生水痘ワクチン） （販売名：ピケン）	不活化ワクチン （乾燥組換え带状疱疹ワクチン） （販売名：シングリックス）
対象者	接種日現在、50歳以上の千代田区民 ※年度途中で50歳になる方は、誕生日の前日から接種ができます。	
助成額 （上限）	4,500円 ※生活保護受給者等は9,000円	11,000円／回 ※生活保護受給者等は22,000円／回
助成回数 （上限）	1回	2回 （1回目の接種後2か月から6か月以内に2回目を接種）

令和5年4月1日から令和5年5月31日までの間に自費で接種をされた方へは、接種費用の一部を償還払いいたします。申請書は、区HPからダウンロードするか、下記問い合わせ先まで請求してください。  
※ 令和5年6月1日以降に自費で接種をされた場合は、償還払いの対象とはなりません。予診票を取り寄せてから接種をしてください。

## 区HP



- ワクチンの効果や副反応、最新の指定医療機関名簿など、本助成事業についての情報を区HPに掲載しています。QRコードからご覧ください。



## 注意事項



- 自費での接種も含め、過去に生ワクチンを1回または不活化ワクチンを2回受けた方は助成を受けられません。  
※ 過去に不活化ワクチンを1回受けた方は、残り1回分のみ助成の対象となります。

千代田保健所 健康推進課 保健予防係

TEL：03-5211-8172（平日8：30～17：00まで）／メール：kenkousuishin@city.chiyoda.lg.jp

带状疱疹予診票申請専用回線（8月末まで設置）：080-7082-0633